

入札告示

札幌市告示第1255号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達を一般競争入札に伏すので、下記のとおり告示します。

令和4年4月5日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市保健福祉局総務部総務課 電話 011-211-2932

メールアドレス hokenhukushisomu@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量 区保健福祉課外勤用車両借受（軽自動車リース） 35台

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。

(3) 借受期間

令和4年7月1日から令和8年6月30日まで

ただし、本調達は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る歳出予算の削減又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

(4) 入札の方法

月額（月当たりの賃貸借料金）で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（月額）の110分の100に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたものとする。）を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「役務（一般サービス業）」・中分類「物品賃貸業」に登録されている者であること。

なお、上記名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとするものは、下記5(2)の入札書受付期間最終日の前日から起算して10日前までに、次のとおり申請する必要がある。（送付の場合は必着のこと。）

ア 申請先 札幌市財政局管財部契約管理課（札幌市中央区北1条西2丁目）

電話 011-211-2152

イ 申請に必要な書類の入手方法 上記アの場所で交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。

http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9_wto.html

- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 本告示に示した物品の納入が十分に可能な者であること。

4 入札説明書、契約条項及び仕様書の交付方法

- (1) 本告示の日から上記 1 の場所において交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。
<https://www.city.sapporo.jp/hokenfukushi/nyusatu/keiyaku-ippan.html>
- (2) 仕様書等に関する問い合わせ先 上記 1 に同じ。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記 1 に同じ。
- (2) 入札書の受領期限
令和 4 年 5 月 26 日（木）16 時 00 分（送付の場合は必着のこと。）
- (3) 開札の日時及び場所
令和 4 年 5 月 26 日（木）16 時 30 分 札幌市役所 3 階 保健福祉局長会議室
- (4) 入札書の提出方法
入札書は、持参又は郵送により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。
 - ア 入札書を持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封側に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び『令和 4 年 5 月 26 日 16 時 30 分開札「区保健福祉課外勤用車両借受（軽自動車リース）」の入札書在中』の旨を記載し、上記 1 あてに入札書の受領期限までに提出しなければならない。
 - イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に『令和 4 年 5 月 26 日 16 時 30 分開札「区保健福祉課外勤用車両借受（軽自動車リース）」の入札書在中』の旨を記載し、上記 1 あてに入札書の受領期限までに提出しなければならない。
なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札を認めない。
 - ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することができない。

6 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 要
契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日ま

でに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。なお、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(4) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 詳細は入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be procured: Light car lease (35cars)

(2) Time limit for tender: 16:00 on May 26 (Thu. 2022)

(3) Contact point for the notice:

General Affairs Section, General Affairs Department, Health & Welfare Bureau
Sapporo Municipal Government, Kita 1-jo Nishi 2- chome, Chuo-ku,
Sapporo 060-8611 Japan. TEL 011-211-2932